

「金型に対する輸入税免除期間延長についての投資奨励委員会布告第5／2552号」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●金型に対する輸入税免除期間延長についての投資奨励委員会布告第5 / 2 5 5 2号

基幹工業及び支援工業の投資状況と一致させるため、及び競争力を高め、効率性を高め
て国の投資ポテンシャル開発とするために、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委
員会は仏暦二五四七年一二月二八日付けの投資奨励委員会布告第11 / 2 5 4 7号に基づ
く金型輸入税免除の期間を延長するのが相当と判断し、仏暦二五五五年（西暦二〇一二年）
一二月三十一日まで輸入税免除が受けられるようにする。

仏暦二五五二年五月二九日布告